

史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会
設置要綱

(平成 30 年 4 月 13 日 区長決定)

(設置)

第 1 条 史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存活用計画及び整備基本計画を策定するため、史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存活用計画に関すること
- (2) 史跡陸軍板橋火薬製造所跡の整備基本計画に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存・活用・整備に関し必要があると認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、東京都板橋区長（以下「区長」という。）が委嘱する 17 名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) その他区長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長、副委員長を各 1 名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、次に掲げる部会を設置することができる。

- (1) 専門部会
- (2) 区民部会

(専門部会)

第8条 専門部会は、計画策定について学術的な視点から審議・検討し、委員会へ報告する。

- 2 専門部会は、区長が委嘱した委員のうちから、委員長が指名する委員7名以内をもって構成する。
- 3 専門部会の部会長の選出その他は、第5条を準用する。
- 4 専門部会の会議の招集その他は、第6条を準用する。

(区民部会)

第9条 区民部会は、計画策定について区民の視点で必要な事項について審議・検討し、委員会へ報告する。

- 2 区民部会は、区長が委嘱した委員のうちから、委員長が指名する委員10名以内をもって構成する。
- 3 区民部会の部会長の選出その他は、第5条を準用する。
- 4 区民部会の会議の招集その他は、第6条を準用する。

(会議の公開等)

第10条 委員会及び区民部会は公開とし、専門部会は非公開とする。

(会議の傍聴)

第11条 委員会及び区民部会の傍聴に関し必要な事項は、東京都板橋区教育委員会傍聴人規則（昭和27年東京都板橋区教育委員会規則第8号）の規定を準用する。

(謝礼)

第12条 委員及び第6条第2項の規定に基づき出席した者に謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第13条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第14条 本要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に必要な事項は、地域教育力担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。